

雨竜町地域おこし協力隊（雇用型）設置要綱

（目的）

第1条 人口減少や少子高齢化が進む本町において、町外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活性化・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、雨竜町地域おこし協力隊（雇用型）を設置する。

（活動）

第2条 地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げるいずれかの活動に従事する。

- (1) 地域産業の振興に関する活動
- (2) 観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発と販路拡大に関する活動
- (3) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) その他町長が必要と認める活動

（委嘱）

第3条 隊員は、次に掲げる全ての要件を満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住しており、採用後雨竜町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる者（委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、町内に定住又は定着している者を除く。）
- (3) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者
- (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（公募）

第4条 隊員は、3大都市圏をはじめとする都市地域等から雨竜町へ住民票を移すことが可能である者を対象に公募する。

2 隊員になろうとする者は、地域おこし協力隊（雇用委託型）応募申込書（別記様式第1号）に必要書類を添え、町長に提出しなければならない。

（委嘱期間）

第5条 隊員の委嘱期間は、原則として1年とし、最長で委嘱の日から3年まで延長することができる。ただし、初年度は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、翌年度以降は、原則として、年度単位で延長する。

（身分）

第6条 隊員の身分は、雨竜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例（令和元年条例第22号）に規定する会計年度任用職員とする。

（雇用）

第7条 町長は応募のあった者の中から、心身ともに健康で、かつ、積極的に活動できる者を選考し、地域おこし協力隊（雇成型）（採用・不採用）決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

（給与等）

第8条 隊員の給与等は、業務の内容その他の事情を考慮し、月額により、予算の範囲内で町長が定める額を支給する。

（社会保険）

第9条 隊員の社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

（公務災害補償）

第10条 隊員の公務上の災害による補償については、一般職員に準じて地方公務員災害補償基金の定めるところによる。

（退任）

第11条 隊員は、委託期間中に退任しようとするときは、地域おこし協力隊（委託型）隊員退任申請書（別記様式第3号）を提出し、町長の承認を得るものとする。

（地域協力活動に要する経費）

第12条 町長は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。

（報告）

第13条 隊員は、地域活動に従事したときは、地域おこし協力隊（雇成型）活動日報（別記様式第4号。以下「日報」という。）を作成し、翌月の10日までに地域おこし協力隊（雇成型）活動月報（別記様式第5号。以下「月報」という。）を添えて町長に提出しなければならないただし、3月の活動に係る提出については、同月末日までに行うものとする。

2 隊員は、地域おこし協力隊（雇成型）活動年報（別記様式第6号。以下「年報」という。）を作成し、年度末までに町長に提出しなければならない。ただし、隊員の委託期間の終期が年度末でない場合は、委託期間の最終日までに町長に提出しなければならない。

3 隊員は、委託期間の途中で退任したとき、又は解除されたときは、事由発生日から起算して5日以内に日報、月報及び年報を提出するものとする。

（解嘱）

第14条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても、これを解嘱することができる。

(1) 隊員本人から退職の願い出があったとき。

(2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、地域協力活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

（服務）

第15条 隊員の服務については、役場に勤務する職員の常勤職員の例による。
(守秘義務)

第16条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。